

# 非常通信は、さまざまな場面で役立っています

あらゆる災害、非常事態に欠くことのできない重要通信です

## 大地震



## 土砂災害



## 台風



## 原油流出事故



非常通信協議会の活動は、こうした災害時に特に重要な役割を果たし、私たちの生活や安全に大きく役立っています。

## お問い合わせは

北海道地方非常通信協議会  
北海道総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL (011) 709-2311 (内線4651)  
FAX (011) 709-5541

東北地方非常通信協議会  
東北総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL (022) 221-2566  
FAX (022) 221-0607

関東地方非常通信協議会  
関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課  
〒100-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階  
TEL (03) 6238-1771  
FAX (03) 6238-1789

信越地方非常通信協議会  
信越総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎  
TEL (026) 234-9984  
FAX (026) 234-9977

北陸地方非常通信協議会  
北陸総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎  
TEL (076) 233-4480  
FAX (076) 233-4434

東海地方非常通信協議会  
東海総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館  
TEL (052) 971-9197  
FAX (052) 971-3672

近畿地方非常通信協議会  
近畿総合通信局 無線通信部 陸上第二課  
〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
TEL (06) 6942-8557  
FAX (06) 6942-9014

中国地方非常通信協議会  
中国総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36  
TEL (082) 222-3367  
FAX (082) 502-8082

四国地方非常通信協議会  
四国総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5  
TEL (089) 936-5066  
FAX (089) 936-5008

九州地方非常通信協議会  
九州総合通信局 無線通信部 陸上課  
〒860-8795 熊本県熊本市二の丸1-4  
TEL (096) 326-7853  
FAX (096) 326-4377

沖縄地方非常通信協議会  
沖縄総合通信事務所 無線通信課  
〒900-8795 沖縄県那覇市東町26-29  
TEL (098) 865-2306  
FAX (098) 865-2321

中央非常通信協議会  
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
TEL (03) 5253-5888  
FAX (03) 5253-5889

平成21年12月発行  
編集：中央非常通信協議会事務局



# 非常通信協議会

非常通信は国民の安全・安心な生活を守ります



# ご存知ですか？ 非常通信協議会

高度な情報化社会を推進する現代においても、地震、台風などの自然災害をすべて防ぐことはできません。また、火災や爆発などの大規模な事故災害によっても毎年大きな被害が出ています。

その被害を最小限にとどめるためには、情報の迅速かつ正確な伝達が重要です。

非常通信協議会では、いつ起こるか判らない災害を意識し、非常時の通信確保に力を入れ、いざという時に円滑な通信を行うことができるよう、さまざまな活動を行っています。

中央防災会議がまとめた国の「防災基本計画」の中でも、災害に備え、非常通信協議会を中心とする非常通信体制の整備、有線、無線通信の一体的活動による重要通信の確保は、防災計画の立案の上でも重点を置くべき事項として位置付けられています。

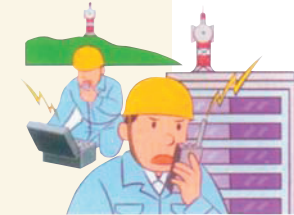
**Q1** 非常通信とは、どのようなものですか？

**A1** 地震、台風、津波などの自然災害や火災、爆発事故などの非常事態が発生した時に、人命救助や災害救援などを目的に行われる極めて重要な通信のことです。この通信は、電波法52条の規定により行うことができます。また、電波法第74条の規定により、総務大臣は必要に応じて無線局に非常通信の取扱を求めることができます。



**Q3** 非常通信協議会はどのような活動を行っていますか？

**A3** 非常時に備えた通信計画の作成、全国の都道府県や市町村などを対象とした通信訓練及び非常通信体制の総点検を行っており、いざという時に円滑な通信が行えるよう、平常時から体制を整えています。また、非常通信の実施や非常通信協議会の運営に特に貢献した方々に対して、その功績を讃え、表彰を行っています。



**Q2** 非常通信協議会とは、どのような組織ですか？

**A2** 昭和26年7月に非常通信の円滑な運用を図るために設立された組織であり、総務省を中心として、国、都道府県、市町村のほか非常通信に関係の深い者により構成されています。非常通信協議会は、中央非常通信協議会、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会の全国的な協力体制によって組織されています。



※ 地方及び地区非常通信協議会の運営は、都道府県等の協力を得て、実施されています。

**Q4** 非常通信を行う時には、どのような注意が必要ですか？

**A4** 非常通信を行う場合であっても、電波法上のルールは遵守しなければなりません。また、他の人が行う非常通信に対して妨害を与えないよう注意する必要があります。



**Q5** 問合せ先は、どちらですか？

**A5** 中央非常通信協議会（東京）、全国11か所にある各地方非常通信協議会へお問い合わせください。